

議 長 日程第2「認定第2号平成27年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

担当課長の細部説明を求めます。

参事兼町民課長 それでは、202ページをお開き願いたいと思います。実質収支に関する調書でございますけれども、歳入の総額は16億8,268万8,769円、前年度対比で19.2%の増となっております。歳出総額は16億3,070万7,034円、こちらについても前年対比で22.3%の増となっております。この約3億円弱の金額が増額になっておりますけれども、これについては27年度から高額療養費の共同化事業の制度が変わったことにより、歳入歳出ともに増となっております。そして、歳入歳出の差引額は5,198万1,735円となっております。これにつきましては、前年度は7,800万円の繰越がございましたけれども、単年度収支では約2,600万円の赤字ということになってございます。

ちなみに、被保険者数につきましては、年度平均で3,187人ということで、前年度から比較して100人減ということになってございます。

それでは、次の事項別明細書にて歳入歳出の説明をさせていただきたいと思います。款の1、国保税につきましては、予算額2億9,811万5,000円に対しまして、収入済額3億205万3,920円で、前年度対比で4.9%の減となっております。これにつきましては、前年度と比べて減となりましたのは、被保険者数の減が主な要因でございます。一般被保険者分と退職者分ということで、保険税が分れておりますけれども、合わせての説明になりますけれども、全体の収納率につきましては現年度分が95.2%、前年度対比で0.7%増となっております。滞納繰越分が27.5%ということで、1.6%の増となっております。全体では83.9%、前年対比で1%増となっております。これらについては、今後さらなる収納率の向上に努めていきたいというふうに考えてございます。

その隣の不能欠損額については、392万4,125円。その右の収入未済額につきましては5,391万4,530円ということで、前年度よりも約700万円減らすことができております。なお、不能欠損額の内訳でございますけれども、5年経過した消滅時効によるものが28件、何らかの理由により執行停止して3年経過したものが19件、死亡や行方不明で徴収することができないことが明らかであること

の即時消滅が２件となっております。ちなみに、この滞納繰越分の収納額、収納状況につきましては、８月末で約700万円を既に収納してございます。

次のページをおめくり願いたいと思います。206、７ページです。款の３、国庫支出金につきましては、収入済額２億6,439万7,961円、前年度よりも約1,100万円の増となりました。主なものにつきましては、目の１の備考欄になりますけれども、療養給付費や介護納付金、後期高齢者医療支援金に係る負担金でございます。目の２の高額医療費共同事業負担金につきましては、国保連合会を事業実施主体として行ってます共同事業による国からの負担金でございます。項の２、国庫補助金、市町村の財政力格差を調整するために交付される財政調整交付金が交付されてございます。

次に、款の４、療養給付費交付金につきましては、収入済額１億2,344万7,230円、前年度対比で33%の増となっております。これは、退職被保険者の療養費に対する交付金や後期高齢者支援金、前期高齢者納付金相当額を加えた額が社会保険診療報酬支払基金から交付されているものでございます。

款の５、前期高齢者交付金につきましては、収入済額４億261万5,088円、ほぼ前年並みとなっております。これは、65歳から74歳までの前期高齢者を多く抱える保険者間での財政調整を行う交付金で、加入割合によって社会保険診療報酬支払基金から交付されてございます。

それでは次のページ、208ページ、９ページでございます。款の６、県支出金につきましては、収入済額7,028万385円で、主なものにつきましては高額医療費共同事業にかかわる負担金、市町村の財政力格差を調整するために交付される財政調整交付金でございます。

款の７、共同事業交付金につきましては、収入済額３億1,529万287円、前年度対比で約220%増となっております。これは、一定額を超える高額療養費が発生した場合に交付されるもので、医療費の約４割がこの共同事業として運営されており、これにより医療費負担の多い市町村の負担軽減が図られております。なお、歳出でもほぼ同額が支出をされてございます。

款の９、繰入金につきましては、収入済額１億2,476万1,296円で、前年度対比1,328万5,000円増となっております。繰入金につきましては、国・県の補

助金約3,300万円が充当されております。

次のページになります。節の１、保険基盤安定繰入金から節の４、財政安定化支援事業繰入金までは、国の法定繰出基準に基づき一般会計から繰り入れをした法定分で、合わせて9,476万1,296円でございます。節の５につきましては、一般会計からの法定外繰入分として3,000万円を繰り入れているものでございます。

次の目の２、基金繰入金につきましては、療養給付費に充てるため、３月議会で補正したものでございますけれども、療養給付費が伸びなかったことから基金は取り崩さずに済んでおります。ちなみに、基金の額については約3,500万円、基金を持っております。

款の10、26年度からの繰越金7,831万7,754円でございます。

款の11、諸収入につきましては、収入済額122万1,248円で、主なものにつきましては、節の１、保険税の延滞金が109万8,300円、そして次のページになりますけれども、雑入の第三者行為による納付金になります。下段の雑入にありましては、過年度分の高額療養費の戻入でございます。

それでは、歳出で214、15ページを開いてもらいたいと思います。款の１、総務費につきましては、支出済額2,929万9,543円となっております。次のページにまたがりますけれども、主なものにつきましては職員３名分の人件費、それとレセプト点検員２名分の賃金、また収納対策員１名分の報酬、被保険者証の発行に係る郵送料などで一般管理的な事務にかかわるものと、それと国保運営協議会に関する費用でございます。前年度に比べて、職員の人件費と電算のシステム改修費分が減となっております。

次の中段の款の２、保険給付費につきましては、支出済額10億2,041万5,315円ということで、前年度対比で12.5%の増となっております。被保険者は減っているものの、依然としてこの被保険者の高齢化が進んでいることや医療費の高騰化により、この給付費については高額なところで推移をしてございます。この給付費につきましては、被保険者１人当たりの医療費に換算すると、１人当たり38万1,759円となっております。

次のページになります。218、19ページです。項の２、高額療養費１億1,884

万5,689円で、昨年よりも3,159万円、約36%の増となっております。次に下段になりますけども、項の4、出産育児一時金につきましては1件42万円で、これは4件分で168万円を支出してございます。次のページになります。葬祭費につきましては1件当たり5万円を支出し、28件分で140万円を支出してございます。

次の款の3、後期高齢者支援金等につきましては、支出済額1億7,385万7,272円、これは後期高齢者医療制度の保険給付費等に充てるため、各保険者が加入者数に応じて社会保険診療報酬支払基金に支払っているものでございます。

款の4、前期高齢者納付金等につきましては、支出済額11万6,236円、これも前期高齢者が国民健康保険に多く加入していることにより、負担の不均衡を調整する仕組みとして、前期高齢者の納付費等を各保険者が加入者数に応じて負担しているものでございます。

次の款の5、老人保健拠出金6,665円、これは後期高齢者医療制度の前の老人保健制度のときの清算金でございます。

次に款の6、次ページをおめくりください。介護納付金につきましては、支出済額7,239万1,333円となっております。これは、介護保険の2号被保険者の人数に1人当たりの介護納付金の負担金で法令に基づき支出、歳出されるものでございます。

次に款の7、共同事業拠出金につきましては、支出済額2億9,871万7,704円となっております。歳入でも説明いたしましたけども、高額な医療費の発生により保険者の財政運営が不安定になることを緩和するため、各市町村が負担し合う共同安定化事業への拠出金でございます。

次に款の8、保健事業につきましては、支出済額588万2,637円となっております。項の1の特定健康診査等事業費は、特定健康診査、また特定保健指導に関する費用でございます。項の2、保健事業費、次のページになります。保健事業費のこれについては、医療費の通知書通知、またジェネリック医薬品の差額通知の郵送料と人間ドックの補助金でございます。人間ドックの補助金につきましては、70名の方に補助金として1人2万円を支払いをしてございます。

次、中段の款の11、諸支出金につきましては、支出済額3,002万329円となっ

てございます。ずっと次のページにまたがりますけども、保険税の還付金、過年度医療費の精算に係る国庫補助金の返納金2,740万5,000円、それと国保診療所会計への備品購入に伴う繰出金が主な支出でございます。

次の予備費にあつては、年度末に一部の科目に不足が生じたことから、2件分3万5,675円をその科目に充当させていただいてございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はございませんか。

(「なし」の声多数)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。認定第2号平成27年度松田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。